# 宮古広域公園(仮称)事業計画 および現場概要

- 1.公園の概要
- 2.施設配置計画
- 3.民間活力導入予定施設の概要
- 4.現場条件他

# 1.公園の概要

## 公園の位置図

宮古の「海と海辺」を活かし、多様なレクリエーションを 提供できる新規の県営公園を計画



# 現地風景(ビーチ側)



### 公園の基本理念・目標像

宮古の美しい青い海とそこで育まれた豊かな自然と文化を活かした 海と海辺を活かした公園

ミャークヌ・オー・イム・パーク

(宮古の青い海公園)

#### 目標像

- (1) 美しい海辺の景観や自然を守り育てる公園
- (2) 海や海辺での多様なレクリエーションを提供する公園
- (3) 海と結びついた生活や遊びを体験できる公園

### 基本方針

#### 自然と景観に関する方針

- 優れた自然環境の保全と創出・活用
- 宮古島らしい景観の保全と新たな公園景観の創出
- エコへの配慮

#### 利用・活用に関する方針

- 地域住民の日常レクリエーションへの対応
- 観光及び滞在型レクリエーションへの対応
- 多彩なイベント、スポーツコンベンションへの対応
- 宮古圏域の歴史・文化の活用と発信
- 人的資源の活用(地元住民と観光客との交流)
- 公園利用者の安全・安心の確保

#### 整備・運営に関する方針

- 地域振興に寄与する公園づくり
- 管理負担を軽減できる公園づくり
- 既存施設との連携と役割分担
- 段階的整備の実施
- 適切な公園マネジメントの実施による公共サービスの向上

## 利用者の想定

○年間 約73万人の利用者が見込まれる。

#### 表 年間公園利用者数の想定(区分別および合計)

| 年間公園利用者数          | 基本計画(H29.2)     | 現段階の想定<br>(H30.9) |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 住民                | 133,000人        | 138,065人          |
| 国内客               | 250,000人        | 350,000人          |
| 海外客               | _               | 250,000人          |
| 合計                | <u>383,000人</u> | <u>738,000人</u>   |
| 甘木計画からの以下の母粉乳字を亦再 |                 |                   |

基本計画からの以下の母数設定を変更

- ・国内観光客数(H26) 43万人→ (H29) 62.1万人
- ・海外観光客 (H26) 統計なし→ (H29) 36.7万人

### 利用者想定の考え方(1)

#### ●基本データ

- ○住民(宮古島人口) 51,186人
- ○住民将来人口 (H33) 49,879人 社人研H30推計
- ○国内観光客 62.1万人 (H29)宮古島市統計資料
- ○海外観光客 36.7万人 (H29)宮古島市統計資料チャーター便+海路
- ○国内観光客予想 2021年度に70万人(※)
- ○海外観光客予想 2021年度に50万人(※) (※第2次宮古島市統計)

#### ●目標年次における母数

|        | 参考:基本計画    | 現段階の想定    |
|--------|------------|-----------|
| 目標年次   | R7(2025)年  | R7(2025)年 |
| 宮古島市人口 | 47,400 人   | 50,000 人  |
| 国内観光客数 | 430,000 人  | 700,000 人 |
| 海外観光客数 | 未計上 (統計なし) | 500,000 人 |

## 利用者想定の考え方(2)

### ○住民

- 公園の平均利用回数(※)×大きな公園の選択率(※)×母数 ※H24 基礎調査アンケート結果より
- 5.3回×52.1%×50,000人=138,065人

### ○国内観光客

- 宮古公園への立寄率(※) ×母数
- ※前浜ビーチ訪問率43.9% (H22調査)と、新規公園利用意向71.7% (H27 調査)より設定
- 50%×700,000人=350,000人

### ○海外観光客

- 宮古公園への立寄率(※) ×母数
- ※国内客と同様とする
- 50%×500,000人=250,000人

# 2.施設配置計画

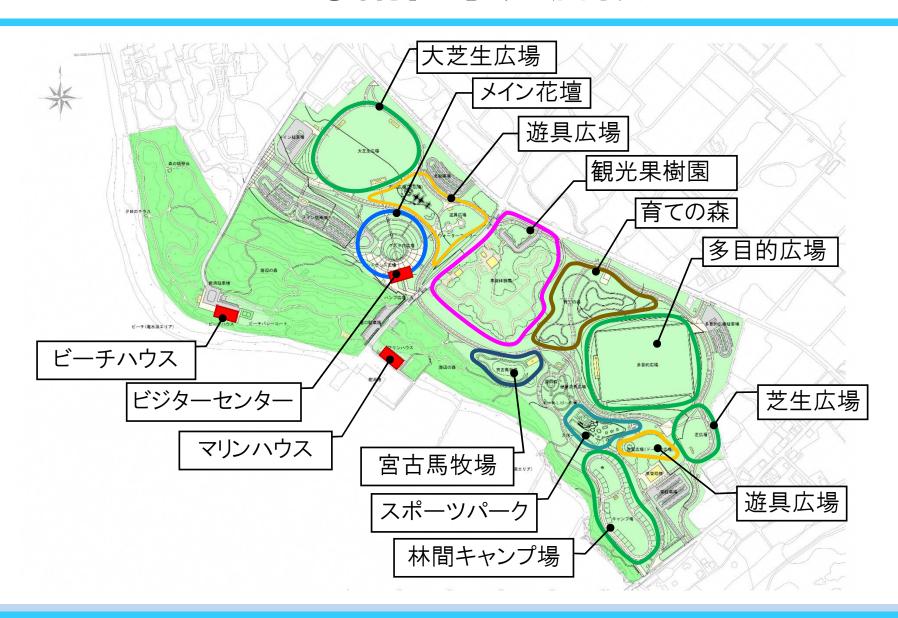
### 候補地の特性を生かす整備方針



### ゾーン区分

• 5つのゾーンを設定 観光・レクリエーションゾーン(西エリア) サブエントランス(北口) サブエントランス(北駐車場) エントランスゾーン 観光・レクリエーションゾーン(東エリア) 健康・スポーツゾーン サブエントランス (多目的広場駐車場) 海辺の森保全・ 活用ゾーン 海岸保全·活用 ゾーン 観光・レクリエーションゾーン (海辺の森強化エリア) サブエントランス (東駐車場)

### 主な配置予定施設



### 宮古広域公園 (仮称) 鳥瞰図



### エントランス広場のイメージ

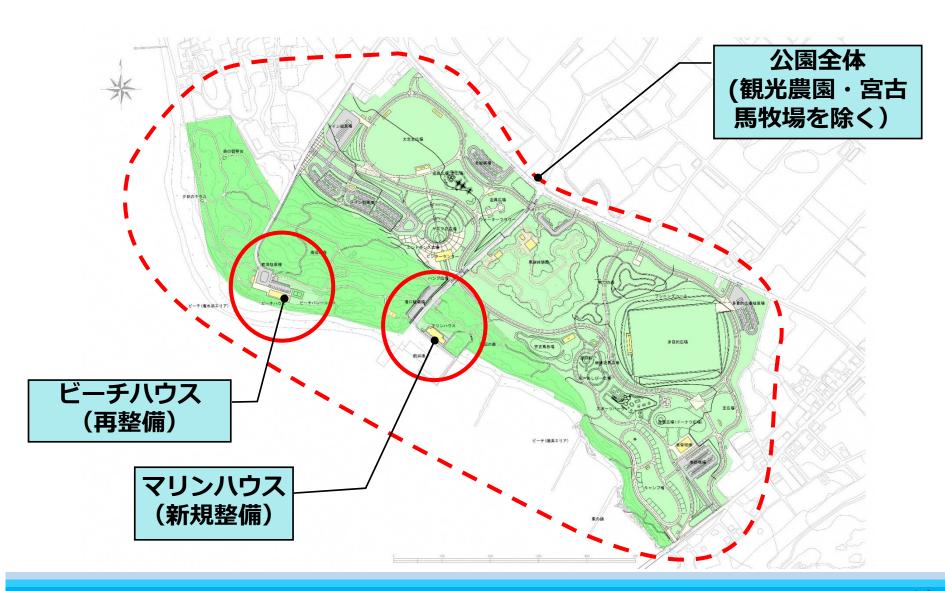


### ドーナツ広場一体(公園東側) のイメージ



# 3.民間活力導入 予定施設の概要

### 市場調査の対象



## ビーチハウス

○海水浴を中心としたマリンレジャーや海辺での 休憩・飲食を楽しむ利用者のためのサービス施設

#### 機能と諸室規模(現段階での想定)

|                 | - · - · -•                               |
|-----------------|--|
| 項目              | 内容及び規模                                   |
| 飲食店機能           | 2階に眺望を活かした店舗を設置。<br>50~60席規模を想定          |
| サービス機能(ショップ・軽食) | ショップ:ビーチ利用者向けのショップ・<br>サービス受付<br>軽食:パーラー |
| 管理機能            | 管理・放送室、保健室、倉庫                            |
| 便益機能            | 更衣・シャワー室、<br>ロッカールーム、便所                  |

## マリンハウス

- ○桟橋付近を中心としたカヤック他マリンス ポーツの拠点
- ○マリンレジャーや海辺での休憩・飲食を楽し む利用者のためのサービス施設

#### 機能と諸室規模(現段階での想定)

| 項目      | 内容及び規模                                |
|---------|---------------------------------------|
| マリンショップ | マリンレジャーの運営、受付 スーベニアショップ (海水浴用品含む)     |
| 艇庫      | 海水での艇庫事例(136~450㎡)の中間<br>値規模より300㎡とする |
| 飲食店     | 2階に店舗を設置。<br>60席配置、テラス席も設ける           |
| 便益機能    | 更衣・シャワー室、ロッカールーム<br>便所                |

### 両施設共通 留意事項

#### 環境保全

• 排水処理について、高度処理浄化槽を用いた生物酸化処理等を行い、必ずBOD10ppm以下として放流とする。

#### 意匠及び構造(現段階での想定)

- 耐塩害・耐風性を考慮する。
- 背後の海岸林のスカイラインを切らない2階建てとする。
- シンプルな形態で周辺環境に調和させる。
- 自然海岸のすぐれた景観を損なわない。

#### その他

- バリアフリーアクセスを検討。
- ビーチハウス、マリンハウスのレストランは、それぞれ異なる客層を対象として多様なニーズに応える。

# 参考:現況写真

### H30年7月 ビーチハウス予定地





### マリンハウス予定地





# 4.現場条件の概要

### 法規制等 都市公園法(条例)

#### 沖縄県都市公園条例(現行)

#### 建築面積

公園施設の設置(売店等) 建蔽率2%

#### 使用料(公園施設を設ける場合※設置許可)

| 種別            | 単位           | 使用料  |
|---------------|--------------|------|
| 売店、軽飲食店その他の施設 | 1平方メートル1年につき | 950円 |

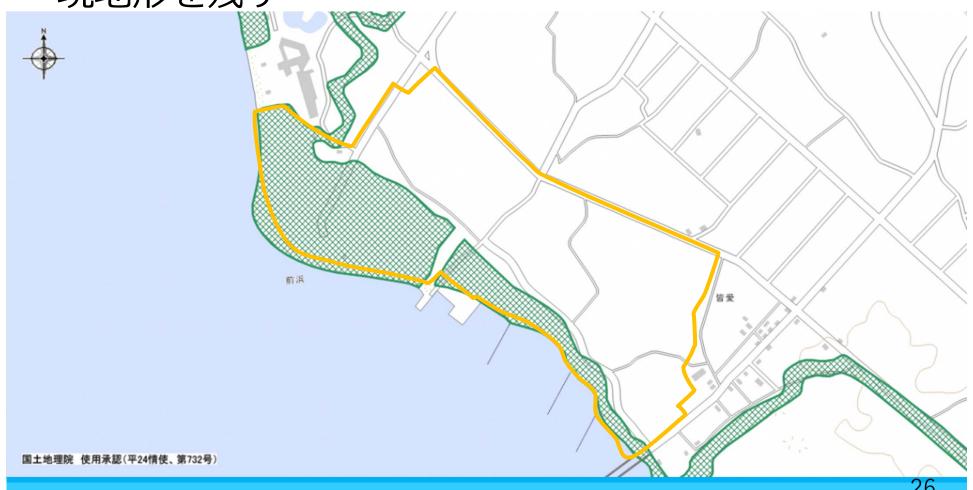
### 使用料(公園施設を管理する場合※占用許可)

| 種別       | 単位           | 使用料    |
|----------|--------------|--------|
| 売店及び軽飲食店 | 1平方メートル1年につき | 5,220円 |
| その他の施設   | 1平方メートル1年につき | 1,130円 |

## 法規制等 森林法 (保安林)

### 基本設計計画書より

- 既存樹林など可能な限り残す
- ・現地形を残す



### 法規制 港湾法・海岸法

• 港湾法・海岸法に関する施設設置・管理については、都市公園の設定・協定により調整する予定



#### ○港湾隣接地域

• 港湾隣接地域内の公共空地に係る法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可を受けた 者は、占用料を納入しなければならない。 (港湾法・沖縄県港湾管理条例)

#### ○臨港地区

• 建築できる建物が制限される<u>(港湾法・沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区に</u> おける構築物の規制に関する条例)

#### ○海岸保全区域

• 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設置して海岸保全区域を占用しようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。<u>(海岸法)</u>

## その他 (1)

### 宮古広域公園整備事業環境影響評価

- ○草地管理において、除草剤等による水域汚染への対応策が求められている。(宮古広域公園の整備方針としては除草剤等の農薬は基本的に使用しない方針)
- ○砂浜に生息、生育する動植物への攪乱を避ける海岸利用方法が求められている。
- ○特に、海岸沿いに生育している特定植物群落への保全対策が求められていることから、施設整備による群落の消失が起こらないよう進める必要がある。

## その他(2)

### 景観形成区域(宮古島全域)

- ○景観形成区域(宮古島全域)宮古島景観計画 に沿った施設整備を実施する必要がある。
- ○建築物や工作物の新設、移転、外観の変更、 開発行為等について宮古島市へ届出を行い、宮 古島市景観審議会による審議・許可が必要。